

ID: 176

担当部署: 産業課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	東日本大震災に係る高根沢町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例 第6条		
例 規 番 号	平成23年条例第8号		
【基準】 第6条の規定による。 (督促手数料及び延滞金の徴収) 第6条 分担金を納付すべき者が、分担金を納期限後に納付する場合の督促手数料及び延滞金の徴収については、高根沢町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和35年高根沢町条例第81号)の例による。			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日